

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成20年9月29日
【中間会計期間】	第62期中(自平成20年1月1日至平成20年6月30日)
【会社名】	株式会社ソルコム
【英訳名】	SOLCOM CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本剛平
【本店の所在の場所】	広島県広島市中区南千田東町2番32号
【電話番号】	082(504)3300
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 内山昭夫
【最寄りの連絡場所】	広島県広島市中区南千田東町2番32号
【電話番号】	082(504)3300
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 内山昭夫
【縦覧に供する場所】	株式会社ソルコム 岡山支店 (岡山県岡山市奥田南町8番38号) 株式会社ソルコム 山口支店 (山口県山口市大字大内御堀字柳1505番地11) 株式会社ソルコム 東京支店 (東京都千代田区神田司町2丁目10番) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期中	第61期中	第62期中	第60期	第61期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
(1) 連結経営指標等					
売上高 (千円)	22,476,906	22,857,815	22,191,816	42,751,742	42,334,730
経常利益 (千円)	295,637	395,516	416,334	144,117	492,961
中間(当期)純利益 又は当期純損失( ) (千円)	96,926	111,071	73,620	19,419	104,134
純資産額 (千円)	22,951,211	22,570,014	21,804,572	22,674,059	22,155,885
総資産額 (千円)	32,538,294	33,232,828	30,316,194	32,024,759	30,683,044
1株当たり純資産額 (円)	812.81	801.93	777.52	805.18	789.57
1株当たり中間 (当期)純利益又は 当期純損失( ) (円)	3.47	4.00	2.66	0.70	3.75
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	69.7	67.0	70.9	69.9	71.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,803,484	3,172,043	2,229,987	744,151	1,958,476
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	615,308	784,444	428,050	1,021,451	1,207,501
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	399,938	220,085	340,166	576,267	341,374
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残 高 (千円)	4,770,056	3,807,460	3,511,318	1,639,947	2,049,548
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	1,581 (186)	1,609 (167)	1,609 (166)	1,621 (169)	1,642 (168)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため、記載していない。  
また、第60期については1株当たり当期純損失を計上しているため記載していない。

回次	第60期中	第61期中	第62期中	第60期	第61期
会計期間	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 6月30日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 6月30日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成18年 1月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成19年 1月1日 至 平成19年 12月31日
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	21,345,054	21,811,445	21,130,919	40,517,327	39,891,713
経常利益 (千円)	218,220	342,537	315,550	349,912	416,659
中間(当期)純利益 (千円)	65,725	103,722	20,814	78,690	173,967
資本金 (千円)	2,324,732	2,324,732	2,324,732	2,324,732	2,324,732
発行済株式総数 (株)	29,559,918	29,559,918	29,559,918	29,559,918	29,559,918
純資産額 (千円)	21,775,091	21,507,142	20,776,797	21,629,789	21,184,700
総資産額 (千円)	29,849,069	30,670,128	28,029,884	29,761,044	28,537,434
1株当たり配当額 (円)				10.00	8.00
自己資本比率 (%)	73.0	70.1	74.1	72.7	74.2
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	1,480 (72)	1,498 (58)	1,420 (57)	1,519 (59)	1,468 (56)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第60期の1株当たり配当額10円には、創立60周年の記念配当4円を含んでいる。

3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略している。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

当社の連結子会社である㈱アイザックは、平成19年2月19日をもって解散を決議し、当半期報告書提出日現在、清算手続き中である。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在	
事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	1,341 (54)
販売事業	163 (8)
その他の事業	33 (100)
全社(共通)	72 (4)
合計	1,609 (166)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在	
従業員数(人)	
	1,420 (57)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

### (3) 労働組合の状況

当社の労働組合は全国情報・通信・設備建設労働組合連合会に属し、上部団体は情報産業労働組合連合会である。

平成20年6月30日現在の組合員数は725名であり、労使関係は円満に推移しており特記すべき事項はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益が減少し雇用情勢に厳しさが残るなかで、設備投資や個人消費はおおむね横ばいとなっているが、公共投資は総じて低調に推移している状況から、景気回復は足踏み状態にある。加えて、原油価格の動向等から、景気の下振れリスクが高まっていることにも留意する必要があるが、このところ一部に弱い回復に向けた動きがみられる。

当社グループの主な事業領域である情報通信分野では、2010年のユビキタスネットワーク社会の形成に向け、次世代ネットワーク(NGN)の構築に関する取り組みが加速するとともに、IP化に伴う「固定と携帯」の融合、更には「通信と放送」の融合等構造的変化が飛躍的に進んで行くことと思われる。これに伴い、情報通信市場は、ブロードバンドサービスの急速な普及と拡大、光IP電話への移行など、お客様ニーズの多様化・高度化要求が更に強まり市場環境は大きく変化しており、通信事業者によるサービスも次世代通信に向けた動きが活発になっている。一方、移動通信分野では、ブロードバンド化の進展とともに、サービスの多様化、高度化が進められているほか、WiMAX技術を用いた無線アクセスの事業化が予定されている。

また、当社グループの大口ユーザである西日本電信電話株式会社(NTT西日本)におかれては、激変する事業環境の中、良質かつ安定的なユニバーサルサービスの提供、ネットワークの光化・IP化への円滑なマイグレーションの推進、ブロードバンドサービスの基盤となる光アクセス網の充実などに取り組むこととし、平成20年度の事業計画では、フレッツ光の純増契約数を140万、ひかり電話の純増チャネル数を145万で計画されている。更に「NTTグループ中期経営戦略」の具現化に向け、多彩なサービスが提供できるオープンな次世代ネットワークの構築・提供にも取り組まれている。

このような状況のもと、当社グループとしては、「お客さまからの信頼を最優先に、時代の変化に即応し、先進の技術と豊かな創造力により地域社会の発展に貢献する」ことを『企業理念』に掲げるとともに、

- ・ソルコムグループの企業価値向上のため、「安定的成長」を目指す
- ・総合エンジニアリング企業として、世の中の変化に対応できる「人材の育成・確保」を目指す

を基本課題として、お客様である通信事業者からの施工体制強化、施工品質確保、納期の短縮、コストダウンなどの要請に迅速かつ柔軟に対応するため、営業所の統合、モバイル工事の増加に伴う体制強化等の事業運営の効率化、品質向上にむけて「品質保証センタ」の設立及びお客様に安心していただける設備工事の実施に向けて更なる「きっちり工事運動(KK運動)」の浸透・定着、公的資格・認定資格の取得拡大等の品質管理体制の充実・強化、技術サポートセンタ及び協力会社と一体となった技術者の質的向上並びに諸経費の削減など将来を見据えた各種施策を積極的に推進してきた。

また、ステークホルダが実感できる豊かさ、心地良さを基軸とした企業の社会的責任(CSR)がますます問われる中、金融商品取引法(日本版SOX法)への対応として更なる内部統制の浸透・定着化に取り組んでおり、経営方針、今日的動向・課題、法律の改定等を踏まえて「倫理・行動規準」を改訂し、社会から信頼されるとともに企業価値の向上に当社グループ一丸となって取り組んでいる。

このような取り組みの結果、当中間連結会計期間における受注高は205億32百万円(前年同期比106.6%)、売上高は221億91百万円(前年同期比97.1%)となった。

損益面については、営業利益は2億41百万円(前年同期比103.7%)、経常利益は4億16百万円(前

年同期比105.3%)、中間純利益は73百万円(前年同期比66.3%)となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

(建設事業)

情報通信工事

ブロードバンドサービス関連投資や既存設備の取替等のインフラ設備工事及び地域イントラ工事の増加により、受注高は169億83百万円(前年同期比110.2%)、完成工事高は繰越工事高の増加により185億84百万円(前年同期比96.6%)となった。

土木工事

官公庁・民間企業の受注環境が厳しいなかでの営業活動となり、受注高は4億5百万円(前年同期比63.7%)、完成工事高は手持工事高を消化したことにより4億63百万円(前年同期比117.6%)となった。

上記の結果、建設事業の営業利益は5億98百万円(前年同期比87.8%)となった。

(販売事業)

各システムの提案型営業を積極的に推進するとともに、OA機器及びソフトウェアの販売活動はもとより、現場作業員によるお客様ニーズの掘起し、各種キャンペーンにおける販売活動をグループ一体となり行った結果、受注高・売上高は27億44百万円(前年同期比100.9%)、営業損失は72百万円(前中間連結会計期間は営業損失1億41百万円)となった。

(その他の事業)

不動産関連事業収入の減少により、受注高・売上高は3億99百万円(前年同期比80.2%)、営業利益は38百万円(前年同期比187.9%)となった。

「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜き金額で表示している。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ14億61百万円増加し、35億11百万円となった。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動により獲得した資金は22億29百万円と前年同期と比べ9億42百万円の減少となった。

これは、主に、売上債権の減少による収入が6億52百万円(前年同期2億66百万円の収入)、仕入債務の増加による収入が89百万円(前年同期は減少による支出2億55百万円)と増加したものの、未成工事支出金の減少による収入が8億73百万円(前年同期14億4百万円の収入)及び未成工事受入金の増加による収入が1億60百万円(前年同期11億45百万円の収入)減少したことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動で使用した資金は4億28百万円と前年同期と比べ3億56百万円の減少となった。

これは、主に、有形固定資産の取得による支出が4億44百万円(前年同期29百万円の増加)及び投資有価証券の取得による支出が12百万円(前年同期3億64百万円の減少)となったことによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動に使用した資金は3億40百万円と前年同期と比べ1億20百万円の増加となった。

これは、借入金の返済が1億22百万円(前年同期は70百万円の返済)及び配当金の支払額が2億21百万円(前年同期は2億78百万円の支払)あったものの、長期借入れによる収入が15百万円(前年同期は1億40百万円の収入)となったことによるものである。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 受注実績

区分	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日) (百万円)
建設事業	16,047	17,388 (108.4%)
販売事業	2,720	2,744 (100.9%)
その他の事業	498	399 (80.2%)
合計	19,265	20,532 (106.6%)

### (2) 売上実績

区分	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日) (百万円)
建設事業	19,639	19,047 (97.0%)
販売事業	2,720	2,744 (100.9%)
その他の事業	498	399 (80.2%)
合計	22,857	22,191 (97.1%)

- (注) 1 当連結企業集団では建設事業以外は受注生産を行っていない。  
2 当連結企業集団では生産実績を定義することが困難であるため、「生産の状況」は記載していない。  
3 売上実績総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上実績及びその割合は、次のとおりである。
- |           |           |       |
|-----------|-----------|-------|
| 前中間連結会計期間 |           |       |
| 西日本電信電話㈱  | 14,119百万円 | 61.8% |
| 当中間連結会計期間 |           |       |
| 西日本電信電話㈱  | 14,960百万円 | 67.4% |

なお、参考のため提出会社単独の事業の状況は次のとおりである。

建設事業における受注工事高及び施工高の状況

受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	工事別	期首 繰越 工事高 (百万円)	期中 受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中 完成 工事高 (百万円)	期末繰越工事高			期中 施工高 (百万円)
						手持 工事高 (百万円)	うち施工高		
							比率 (%)	金額 (百万円)	
前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	情報通信工 事	11,418	15,280	26,698	19,174	7,524	44.2	3,326	18,425
	土木工事	49	268	318	135	182	8.8	16	126
	計	11,468	15,548	27,017	19,310	7,706	43.4	3,342	18,551
当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	情報通信工 事	10,729	16,871	27,600	18,490	9,109	27.8	2,536	17,413
	土木工事	288	213	502	216	285	55.7	158	298
	計	11,018	17,084	28,102	18,706	9,394	28.7	2,695	17,712
前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	情報通信工 事	11,418	33,702	45,121	34,392	10,729	33.7	3,613	33,929
	土木工事	49	537	587	298	288	26.6	76	349
	計	11,468	34,240	45,709	34,691	11,018	33.5	3,690	34,278

- (注) 1 前期以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注工事高にその増減額を含む。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

- 2 期末繰越工事高の施工高は、個別進捗率により算出したものである。
- 3 期中施工高は、(期中完成工事高 + 期末繰越施工高 - 期首繰越施工高)に一致する。

受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、指名競争入札を原則としている。

完成工事高

期別	区分	NTT関連 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	情報通信工事	16,276	2,898	19,174
	土木工事		135	135
	計	16,276	3,034	19,310
当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	情報通信工事	16,247	2,242	18,490
	土木工事		216	216
	計	16,247	2,459	18,706

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間 請負金額1億円以上の主なもの。

(株)NTT西日本 - 中国

山陰ケーブルビジョン 期エリア拡張工事  
(宍道町八雲町エリア)

三洋電機・ネオメイト・  
カドヤ電設特定建設工事共同企業体

新鳥取市広域CATV網整備工事〔第2工区〕

岡山県久米郡美咲町

美咲町ラストワンマイル整備(F T T H)工事 1工区

岡山県井原市

井原市地域情報通信基盤整備工事

西日本電信電話(株)

広島総17 01201電気通信設備工事

当中間会計期間 請負金額1億円以上の主なもの。

(株)NTT西日本 - 中国

山陰ケーブルビジョン 期エリア拡張工事  
(美保関町、八束町)

(株)かんでんエンジニアリング

真庭市情報基盤整備事業 加入者系光ファイバ網敷設工事  
(久世地区)

西日本電信電話(株) 鳥取支店

鳥取総18 - 03201電気通信設備工事

西日本電信電話(株) 広島支店

島根総18 - 12201電気通信設備工事

西日本電信電話(株) 広島支店

広島総18 - 12206電気通信設備工事

2 完成工事総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりである。

前中間会計期間

西日本電信電話(株) 14,119百万円 73.1%

当中間会計期間

西日本電信電話(株) 14,960百万円 79.9%

手持工事高(平成20年6月30日現在)

区分	NTT関連 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
情報通信工事	6,667	2,441	9,109
土木工事		285	285
計	6,667	2,726	9,394

(注) 手持工事のうち、請負金額1億円以上の主なもの。

西日本電信電話(株) 岡山支店

岡山総19 - 03204電気通信設備工事

平成21年3月完成予定

西日本電信電話(株) 広島支店

島根総19 - 12205電気通信設備工事

平成21年2月完成予定

西日本電信電話(株) 山口支店

山口総19 - 12203電気通信設備工事

平成21年2月完成予定

西日本電信電話(株) 広島支店

広島総19 - 12206電気通信設備工事

平成21年2月完成予定

(株)中電工 島根統括支社

大田市地域公共ネットワーク工事

平成20年12月完成予定

(大森地区ほか)



### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりである。

(会社の支配に関する基本方針)

#### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性と企業価値の源泉を、十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

昨今、対象となる会社の経営陣、及び株主と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより当社は、大量の株式買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大量の株式買付行為の提案に応じるか否かの判断は、当該株式会社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大量の株式買付行為の中には、その目的から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に反するものも少なくありません。

当社は、このような株式買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### (2) 基本方針の実現に資する取組み

##### 企業価値向上への取組み

当社は、目覚ましいスピードで技術革新が進む情報通信分野において「『お客さまからの信頼』を最優先に、時代の変化に即応し、先進の技術と豊かな創造力により、地域社会の発展に貢献します」を『企業理念』に掲げ、情報通信設備構築の一翼を担う企業として、日々研鑽を続け、発展してまいりました。また、事業の展開に当たりましては、以下を経営方針としております。

- ・ お客様の信頼確保
- ・ 事業構造・収益構造の改善
- ・ 競争力・現場力の強化
- ・ 安全確保と健康増進

当社の主な事業領域であります情報通信分野では、情報通信市場の急速な発展に伴い多様化・複合化するニーズにお応えするためのF T T Hをはじめとするブロードバンドサービスの更なる進展が一段と加速しております。これに伴い、通信事業者と電力系事業者、C A T V事業者間でサービス・価格両面で利用者獲得の熾烈な競争が繰り広げられています。

このような環境の中、当社では

- ・ソルコムグループの企業価値向上のため、「安定的成長」を目指す
- ・総合エンジニアリング企業として、世の中の変化に対応できる「人材の育成・確保」を目指す

を基本課題として経営方針を具現化する努力を傾注することとしております。

当社は、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、基本課題の達成を実現することを目指しており、これらの基本課題に対し、永年に亘り蓄積されたノウハウと高い技術力を駆使した既存事業の更なる強化、I T事業・ソリューションビジネスの積極的展開、多くのお客様との日々の対応を活かした「地域密着ビジネス」の拡大、またソルコムグループの経営資源を再配分し事業運営を効率化することなどによる経営基盤の確立、施工技術の普及・習得及び公的資格・認定資格の更なる取得による現場力の強化などをグループ一丸となって実行することにより、企業業績の向上、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上につながり、基本方針の実現に資するものと考えております。

#### コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、法令の遵守に基づく企業理念の重要性を認識するとともに、経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化と、経営の効率性及び透明性を向上し、企業価値を高めることを基本的方針としています。

その実現のために、現在の株主総会、取締役会、経営会議、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度を十分活用するほか、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確に区分することにより、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えています。また、社外取締役を導入し、業務執行機能に対する監督機能を強化しております。

#### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

##### 本対応方針の目的

本対応方針は、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。当社取締役会は、大量の当社株式買付行為が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止する為の枠組みが必要であるとの結論に至りました。

## 本対応方針の概要

本対応方針においては、特定株主(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付け等、又は結果として特定株主の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付け等(いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付け、公開買付け等の具体的な買付け等の方法を問いません。このような買付け等を以下「大規模買付行為等」といいます。)を行い又は行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めめるために、以下に記載のとおり、当社株券等の大規模買付行為等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、当社は、大規模買付行為等の企業価値及び株主の皆様の共同の利益への影響、並びに本対応方針に基づく対抗措置の発動についての当社取締役会の判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、下記に記載のとおり、独立委員会規則(その概要は別紙1に記載のとおりです。)に従い、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

### (注1) 特定株主とは、

当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)又は、

当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下同じとします。)を行う者及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)をいいます。

### (注2) 議決権割合とは、

(注1)の に記載の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。)、又は、

(注1)の に記載の買付け等を行う者及び当該買付け等を行う者の特別関係者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計をいいます。

## 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為等が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値及び株主の皆様の共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為等が開始される、というものです。

### (イ)意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。なお、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

#### (a) 大規模買付者の概要

- ( ) 名称及び所在地
- ( ) 会社等の目的及び事業の内容
- ( ) 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ( ) 設立準拠法
- ( ) 代表者の氏名
- ( ) 国内連絡先

#### (b) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

#### (c) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要(大規模買付者が大規模買付行為等により取得することを予定する当社の株券等の種類及び数、及び大規模買付行為等の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(注3)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

#### (d) 大規模買付ルールに従う旨の誓約文言

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

### (注3) 重要提案行為等とは、

金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいいます。

(ロ)大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日(注4)以内に、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要な、当初提供していただくべき情報のリスト(以下「当初提供情報リスト」といいます。)を大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当社取締役会に対して、かかる当初提供情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を速やかに独立委員会に提供します。また、独立委員会の意見を最大限尊重したうえで、上記の当初提供情報リストに従い大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供していただいた情報だけでは、当該大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます(当初提供情報リストに従って提供していただくべき情報及び追加で提供していただくべき情報を総称して、以下「大規模買付情報」といいます。)。当社取締役会は、大規模買付者から追加で提供していただいた情報についても速やかに独立委員会に提供します。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下に記載のとおりです。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者(注5)及び特別関係者を含みます。)の詳細(名称、所在地、会社等の目的及び事業の内容、沿革、代表者、役員、株主、社員その他構成員の氏名、経歴及び所有株式の数、資本構成その他の会社等の状況、直近3事業年度の財務内容、経営成績その他経理の状況、並びに設立準拠法等を含みます。)
- (b) 大規模買付行為等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(買付対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、実現可能性、大規模買付行為等後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。)
- (c) 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (d) 買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の名称、調達方法、関連する一連の取引の条件、取引の仕組み等を含みます。)
- (e) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- (f) 大規模買付行為等完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- (g) 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為等完了後の対応方針

なお、大規模買付行為等の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部を情報開示いたします。

(注4) 営業日とは、

行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(注5) 共同保有者とは、

金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(八)当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の(a)又は(b)の期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として設定します。なお、当社取締役会が独立委員会の意見を最大限尊重して、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断したときは、その旨を速やかに情報開示いたします。

(a) 対価を円貨の現金のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいう。以下同じとします。)による大規模買付行為等の場合には60日間

(b) (a)以外の大規模買付行為等の場合は90日間

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間が満了する時点においても、なお、大規模買付行為等についての評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案等が十分に行なわれていないと判断した場合には、独立委員会の意見を最大限尊重して、最大30日間の範囲内で取締役会評価期間を延長できるものとし、その場合は、具体的な延長の期間及び当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に対し通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書、大規模買付情報の提供を受け、取締役会評価期間内に、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問します。なお、その際に大規模買付者より提供を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後にのみ、大規模買付行為等を開始することができるものとします。

(二)対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記 .(八)に記載の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当該大規模買付行為等が下記 .(イ)、又は(ロ)に記載の(a)から(i)までのいずれかに該当するか否か、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か又はその他の諮問事項について検討し、当社取締役会に勧告します。なお、独立委員会は、大規模買付者に対し、かかる検討に必要な情報の提供を求めることができるものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(ホ)取締役会の決議

当社取締役会は、上記 .(二)に記載の独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値、株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置を発動するか否かについて決定します。当社取締役会は、当該勧告の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

大規模買付行為等がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為等の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為等が以下の要件のいずれかに該当し、一定の対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、下記 .(八)に記載の新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、大規模買付行為等を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値及び当社の株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために必要且つ相当な対抗措置をとることがあります。

(ロ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が大規模買付行為等に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為等に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の大規模買付行為等の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為等が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、対抗措置の発動を決議することがあります。

具体的には、次の(a)から(i)までのいずれかに該当する場合には、原則として、大規模買付行為等が当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合に該当すると考えます。大規模買付行為等が次の(a)から(i)までのいずれかに該当すると認められない場合には、当社は対抗措置を発動いたしません。

- (a) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っているとして判断される場合(いわゆるグリーンメーラーであると判断される場合)
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをすすめる目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の全株券等の買付けを勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。)など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、買付予定数に上限を付した公開買付けであることをもって当然にこれに該当すると判断されるものではありません。)
- (f) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付け等の条件(対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行可能性、買付け等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買付け等であると判断される場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係又は当社のブランド価値を破壊すること等により、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付け等であると判断される場合
- (h) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (i) その他(a)から(h)までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

#### (八)対抗措置の内容

当社が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置としては、原則として新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うものとします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙2「本新株予約権の概要」に記載のとおりといたします。

#### (二)対抗措置の発動の中止又は撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後、又は、発動後においても、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付者が大規模買付行為等を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から、発動を決議した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、対抗措置の中止又は撤回を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為等を中止し、当社取締役会が対抗措置の中止又は発動の撤回に関する決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合があります。また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を中止する場合があります(この場合には、下記(ロ)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。)

当社取締役会が、発動を決議した対抗措置の中止又は撤回を決定するにあたっては、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問し、独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を中止又は撤回するか否かの判断を行うものとします。

## 独立委員会の設置

大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則(その概要は別紙1に記載のとおりです。)に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。)の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されるものとします。独立委員会の当初の委員には、前川秀雅氏、西田吾郎氏及び濱岡宏好氏の合計3名が就任しております。その氏名及び略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりであります。

## 本対応方針の制定、有効期間及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成23年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までといたします。

また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会にて本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

## 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

### (イ)本対応方針導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本対応方針導入時には、対抗措置の発動は行われません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付者による大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(ロ)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様のご利益を守ることを目的として、上記 .(ハ)に記載の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時に適切な情報開示を行います。当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)を行った場合は、別途定められる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様のご有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であっても、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、又は、無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことから、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った株主の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(ハ)本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に伴って株主及び投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使又は別紙2「本新株予約権の概要」9.に記載の新株予約権の取得条項に基づく取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、別紙2「本新株予約権の概要」8.に記載の非適格者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主及び投資家の皆様のご有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券につきましては、名義書換手続は不要です。)

更に、本新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。なお、当社取締役会が、別紙2「本新株予約権の概要」9.に記載の新株予約権の取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、株主の皆様において、上記の本新株予約権の行使の手続は不要です。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

その他

(イ)本対応方針は、平成20年2月15日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

(ロ)当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の維持、向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

(4) 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

基本方針の実現に資する取組み(上記(2)の取組み)について

上記(2)に記載した諸施策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記(3)の取組み)について

(イ)当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記(3)．に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(ロ)当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員  
の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員  
の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

(b) 株主意思を重視するものであること

上記(3)．に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成23年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までといたします。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、上記(3)．に記載のとおり、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を廃止又は変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

(c) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

上記(3)．に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものといたします。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役若しくは監査役として経験のある社外者等をいいます。)の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様に情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(d) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、上記(3)。(ロ)に記載のとおり、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(e) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記(3)。(イ)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成23年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を廃止又は変更する旨の決議により、いつでも廃止又は変更することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

別紙 1

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、社外監査役又は社外有識者(弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役、執行役員若しくは監査役として経験のある社外者等)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本対応方針に係る対抗措置の発動の中止又は撤回
  - (3) 本対応方針の廃止及び変更
  - (4) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、第7項に規定する職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

## 別紙 2

### 本新株予約権の概要

#### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、基準日における当社の発行済株式総数(ただし、同基準日において当社の有する当社の普通株式の数を除く。)以上で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。

#### 2. 割当対象株主

当社取締役会が基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社の普通株式を除く。)1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てを行う。

#### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

#### 4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

#### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### 7. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

#### 8. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者の具体的な買付方法に応じて、特定大量保有者(注6)、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者(注7)、特定大量買付者の特別関係者、若しくはこれらからまでの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、これらからまでに該当する者の関連者(注8)(これらの者を総称して、以下「非適格者」という。)は、本新株予約権を行使することができないものとする。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとする。また、当社は、本新株予約権無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含む。)を定めることができるものとする。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. その他

その他必要な事項については本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

### (注6) 特定大量保有者とは、

当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

### (注7) 特定大量買付者とは、

公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本注において同じとする。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

### (注8) ある者の「関連者」とは、

実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいう。)をいう。

以上

別紙3

独立委員会委員の略歴

氏名 前川 秀雅(まえかわ ひでまさ)

略歴 昭和34年8月19日生まれ

昭和62年4月 弁護士登録

新谷法律事務所 入所

平成3年4月 新谷・前川法律事務所 パートナー弁護士

平成9年4月 広島県医師会 顧問弁護士(現在に至る)

平成15年4月 新谷・前川法律事務所 所長(現在に至る)

平成16年4月 学校法人安田学園安田女子短期大学非常勤講師(現在に至る)

氏名 西田 吾郎(にしだ ごろう)

略歴 昭和16年11月16日生まれ

昭和36年6月 日本電信電話公社(現、日本電信電話株式会社)入社

平成3年6月 日本電信電話株式会社 呉支店長

平成6年2月 株式会社エヌ・ティ・ティ テレコムエンジニアリング中国 代表取締役社長

平成12年3月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー中国 代表取締役社長

平成14年5月 株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト中国 取締役

平成15年3月 同社 退任

平成18年3月 当社 補欠監査役(現在に至る)

西田吾郎氏は会社法第2条第16号に規定されている社外監査役の補欠として選任しております。  
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏名 瀧岡 宏好(はまおか ひろよし)

略歴 昭和18年3月8日生まれ

昭和40年4月 株式会社広島銀行 入行

平成5年6月 同行 姫路支店長

平成7年6月 同行 総務部長

平成8年6月 同行 常任監査役

平成13年3月 同行 退任

平成13年3月 当社 社外監査役

平成20年3月 当社 退任

以上

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

#### 5 【研究開発活動】

当社では、ブロードバンド・ユビキタス時代の豊かな生活の実現に向け、情報通信工事の施工品質の確保、効率性及び作業性の向上を図るため、改善提案活動をもとに器工具の開発や工法の改善等に積極的に取り組んでいる。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費の総額は40百万円であり、主な研究開発活動を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりである。

##### (建設事業)

##### (1) 割入れ接続用コネクタペンチの開発

架空CCPケーブルの心線切替時に、接続用コネクタを圧着して接続する専用ペンチを開発した。従来品よりも確実に簡単に圧着できる。

##### (2) 光ケーブル架渉用カーブローラの開発

光ケーブルを架渉する際、架渉ルートに曲がり、傾斜がある場合には、従来品では、架渉ケーブルが金車枠に接触し、ケーブル外被を損傷する恐れがあるため、4面金車構造で、各種電柱に確実に簡単に取り付けができるカーブローラを開発した。

##### (3) マンホール用テントの開発

設営が簡単で持ち運びが便利なマンホール用テントを市販品を活用して、低価格で開発した。雨天時の作業性向上が図れる。

##### (販売事業)

研究開発活動は特段行われていない。

##### (その他の事業)

研究開発活動は特段行われていない。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設等について、重要な変更はない。

##### (2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設について、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の 増加能力
提出会社	三次営業所 (広島県三次市)	建設事業	事務所・倉庫 用建物及び構 築物新設	217	平成20年3月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

##### (3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の 増加能力
提出会社	山口支店 (山口県山口市)	建設事業	事務所用土地 取得	85	平成20年4月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

##### (4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却、売却等の計画はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,559,918	29,559,918	東京証券取引所 (市場第二部)	
計	29,559,918	29,559,918		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月30日		29,559		2,324,732		1,461,738

(5) 【大株主の状況】

平成20年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財団法人八幡記念育英奨学会	広島市中区大手町4丁目6-16	2,627	8.88
株式会社コミュニチュア	大阪市西区江戸堀3丁目3-15	1,770	5.99
ソルコム社員持株会	広島市中区南千田東町2-32	1,466	4.96
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町1丁目3-8	1,317	4.45
双栄興業株式会社	東京都千代田区二番町3-13	1,300	4.39
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	1,061	3.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,029	3.48
花本泰孝	広島市佐伯区	897	3.03
八幡卓士	広島市西区	694	2.34
株式会社共立	広島市中区大手町4丁目6-16	634	2.14
計		12,799	43.29

(注) 当社は平成20年6月30日現在自己株式を1,900千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.42%)保有しているが、大株主の状況から除外している。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,900,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,300,000	27,300	
単元未満株式	普通株式 359,918		
発行済株式総数	29,559,918		
総株主の議決権		27,300	

(注) 「単元未満株式数」の欄には、当社所有の自己株式234株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ソルコム	広島市中区南千田東町 2番32号	1,900,000		1,900,000	6.42
計		1,900,000		1,900,000	6.42

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	350	315	328	340	309	310
最低(円)	290	296	300	272	283	283

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はない。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
<b>流動資産</b>							
現金預金		3,820,313		3,626,703		1,757,519	
受取手形・完成工事 未収入金等	2	6,506,908		5,242,991		5,895,700	
有価証券		17,147		124,615		422,029	
未成工事支出金		3,833,363		3,353,161		4,226,536	
その他たな卸資産		1,405,174		966,446		902,591	
繰延税金資産		128,386		108,070		162,595	
その他		463,696		511,573		557,727	
貸倒引当金		12,658		11,463		12,848	
<b>流動資産合計</b>		<b>16,162,331</b>	<b>48.6</b>	<b>13,922,098</b>	<b>45.9</b>	<b>13,911,852</b>	<b>45.3</b>
<b>固定資産</b>							
<b>有形固定資産</b>							
建物・構築物	3	3,610,645		3,619,518		3,518,308	
機械・運搬具・ 工具器具備品		759,482		656,102		671,337	
土地	3	6,854,369		6,998,998		6,967,326	
建設仮勘定						72,907	
<b>有形固定資産合計</b>		<b>11,224,498</b>	<b>33.8</b>	<b>11,274,618</b>	<b>37.2</b>	<b>11,229,880</b>	<b>36.6</b>
無形固定資産		71,450	0.2	114,858	0.4	76,991	0.3
<b>投資その他の資産</b>							
投資有価証券		4,618,988		3,764,427		4,058,142	
繰延税金資産		673,582		994,003		1,049,468	
その他		632,106		391,000		501,771	
貸倒引当金		150,129		144,813		145,062	
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>5,774,547</b>	<b>17.4</b>	<b>5,004,617</b>	<b>16.5</b>	<b>5,464,319</b>	<b>17.8</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>17,070,496</b>	<b>51.4</b>	<b>16,394,095</b>	<b>54.1</b>	<b>16,771,192</b>	<b>54.7</b>
<b>資産合計</b>		<b>33,232,828</b>	<b>100.0</b>	<b>30,316,194</b>	<b>100.0</b>	<b>30,683,044</b>	<b>100.0</b>

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形・ 工事未払金等		3,371,326		3,370,535		3,281,190	
短期借入金	3	409,838		323,190		390,586	
未払法人税等		67,390		59,557		48,209	
未成工事受入金		1,609,069		237,339		76,696	
完成工事補償引当金		10,439		17,602		15,133	
賞与引当金		189,423		150,003		148,046	
役員賞与引当金		2,500		2,699		5,500	
その他		1,458,905		1,062,768		788,954	
流動負債合計		7,118,893	21.4	5,223,696	17.2	4,754,316	15.5
固定負債							
長期借入金	3	220,244		120,804		161,019	
退職給付引当金		3,117,159		2,959,692		3,386,661	
役員等退職給与引当金		183,215		188,011		204,580	
その他		23,301		19,417		20,581	
固定負債合計		3,543,919	10.7	3,287,924	10.9	3,772,842	12.3
負債合計		10,662,813	32.1	8,511,621	28.1	8,527,159	27.8

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		2,324,732	7.0	2,324,732	7.6	2,324,732	7.6
資本剰余金		1,462,463	4.4	1,462,694	4.8	1,462,661	4.8
利益剰余金		17,959,834	54.0	17,792,731	58.7	17,940,652	58.5
自己株式		480,301	1.4	522,455	1.7	512,387	1.7
株主資本合計		21,266,729	64.0	21,057,704	69.4	21,215,660	69.2
評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		1,013,648	3.0	448,376	1.5	649,600	2.1
評価・換算差額等 合計		1,013,648	3.0	448,376	1.5	649,600	2.1
少数株主持分		289,636	0.9	298,491	1.0	290,624	0.9
純資産合計		22,570,014	67.9	21,804,572	71.9	22,155,885	72.2
負債純資産合計		33,232,828	100.0	30,316,194	100.0	30,683,044	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)			当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高										
完成工事高		19,639,279			19,047,640			35,626,291		
兼業事業売上高		3,218,535	22,857,815	100.0	3,144,175	22,191,816	100.0	6,708,438	42,334,730	100.0
売上原価										
完成工事原価		18,420,076			17,954,793			33,704,459		
兼業事業売上原価		2,757,681	21,177,758	92.7	2,641,366	20,596,159	92.8	5,521,818	39,226,278	92.7
売上総利益										
完成工事総利益		1,219,202			1,092,846			1,921,831		
兼業事業売上 総利益		460,854	1,680,057	7.3	502,809	1,595,656	7.2	1,186,619	3,108,451	7.3
販売費及び一般管理 費	1		1,447,157	6.3		1,354,121	6.1		2,895,183	6.8
営業利益			232,899	1.0		241,534	1.1		213,268	0.5
営業外収益										
受取利息		4,326			5,355			11,401		
受取配当金		52,310			55,968			96,096		
建物・機械等賃貸 料		75,072			75,021			145,895		
受入報奨金		1,059			1,222			2,258		
配送手数料		38,714			38,169			79,431		
持分法による 投資利益		16,184			11,400			9,049		
その他		24,163	211,831	0.9	32,385	219,522	1.0	32,628	376,761	0.9
営業外費用										
支払利息		5,368			4,562			9,399		
その他		43,846	49,215	0.2	40,159	44,722	0.2	87,669	97,068	0.2
経常利益			395,516	1.7		416,334	1.9		492,961	1.2
特別利益										
前期損益修正益		4,912						4,912		
固定資産売却益	2	1,329			572			6,146		
投資有価証券売却 益					652			63		
貸倒引当金戻入益					1,242			2,556		
その他特別利益			6,241	0.0		2,467	0.0	156	13,836	0.0
特別損失										
前期損益修正損		1,338						1,338		
販売用不動産評価 損								44,157		
固定資産除却損		7,770			2,545			14,644		
固定資産売却損	3	594						594		
投資有価証券評価 損		2,519			400			2,519		
減損損失	4				48,706			82,541		
その他特別損失		6,495	18,719	0.1	1,005	52,658	0.2	8,166	153,962	0.4
税金等調整前 中間(当期)純利益			383,038	1.6		366,144	1.7		352,834	0.8
法人税、住民税 及び事業税		48,372			58,613			190,639		
法人税等調整額		213,127	261,499	1.1	225,063	283,677	1.3	45,900	236,539	0.6
少数株主利益			10,467	0.0		8,846	0.1		12,160	0.0
中間(当期)純利益			111,071	0.5		73,620	0.3		104,134	0.2



【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,462,440	18,126,884	469,487	21,444,570
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			278,121		278,121
中間純利益			111,071		111,071
自己株式の取得				10,867	10,867
自己株式の処分		23		54	77
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)		23	167,049	10,813	177,840
平成19年 6月30日残高(千円)	2,324,732	1,462,463	17,959,834	480,301	21,266,729

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年12月31日残高(千円)	949,340	949,340	280,148	22,674,059
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当				278,121
中間純利益				111,071
自己株式の取得				10,867
自己株式の処分				77
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	64,308	64,308	9,487	73,795
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	64,308	64,308	9,487	104,044
平成19年 6月30日残高(千円)	1,013,648	1,013,648	289,636	22,570,014

当中間連結会計期間(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,462,661	17,940,652	512,387	21,215,660
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			221,541		221,541
中間純利益			73,620		73,620
自己株式の取得				10,307	10,307
自己株式の処分		33		239	272
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)		33	147,921	10,068	157,955
平成20年 6 月30日残高(千円)	2,324,732	1,462,694	17,792,731	522,455	21,057,704

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年12月31日残高(千円)	649,600	649,600	290,624	22,155,885
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当				221,541
中間純利益				73,620
自己株式の取得				10,307
自己株式の処分				272
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	201,223	201,223	7,866	193,357
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	201,223	201,223	7,866	351,313
平成20年 6 月30日残高(千円)	448,376	448,376	298,491	21,804,572

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,462,440	18,126,884	469,487	21,444,570
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			278,121		278,121
当期純利益			104,134		104,134
自己株式の取得				43,518	43,518
自己株式の処分		221		619	840
連結子会社の増加に伴う減少			12,245		12,245
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(千円)		221	186,231	42,899	228,909
平成19年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,462,661	17,940,652	512,387	21,215,660

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年12月31日残高(千円)	949,340	949,340	280,148	22,674,059
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				278,121
当期純利益				104,134
自己株式の取得				43,518
自己株式の処分				840
連結子会社の増加に伴う減少				12,245
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	299,739	299,739	10,475	289,264
連結会計年度中の変動額合計(千円)	299,739	299,739	10,475	518,174
平成19年12月31日残高(千円)	649,600	649,600	290,624	22,155,885

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度要約 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		383,038	366,144	352,834
減価償却費		297,415	281,914	568,464
減損損失			48,706	82,541
貸倒引当金の 増加・減少( )額		332,474	1,634	337,666
退職給付引当金の 増加・減少( )額		447,815	426,969	178,312
役員賞与引当金の 増加・減少( )		8,050	2,800	5,050
受取利息及び受取配当金		56,637	61,323	107,497
支払利息		5,368	4,562	9,399
持分法による 投資損失・利益( )		16,184	11,400	9,049
有形固定資産売却損・ 益( )		734	572	5,552
投資有価証券 売却損・益( )			652	63
売上債権の 減少・増加( )額		266,446	652,957	1,029,638
未成工事支出金の 減少・増加( )額		1,404,001	873,375	1,015,629
たな卸資産の 減少・増加( )額		124,827	59,232	383,660
仕入債務の 増加・減少( )額		255,256	89,345	481,884
未成工事受入金の 増加・減少( )額		1,145,175	160,642	391,846
その他		1,014,638	292,015	262,036
小計		3,274,104	2,205,078	2,187,282
利息及び配当金の受取額		56,278	59,762	107,181
利息の支払額		5,489	4,588	9,199
法人税等の支払額		152,850	30,266	326,788
営業活動による キャッシュ・フロー		3,172,043	2,229,987	1,958,476

		前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度要約 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の 取得による支出		414,940	444,781	765,740
有形固定資産の 売却による収入		5,144	2,710	13,751
投資有価証券の 取得による支出		376,286	12,255	425,892
投資有価証券の 売却による収入			1,324	113
連結範囲変更の子会社 株式の取得による支出				21,063
貸付けによる支出		2,680	10,000	11,080
貸付金の回収による収入		16,536	19,604	37,079
その他		12,219	15,347	34,668
投資活動による キャッシュ・フロー		784,444	428,050	1,207,501
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純 増加・減少( )額		30,000	30,000	30,000
長期借入れによる収入		140,000	15,000	140,000
長期借入金の返済 による支出		100,194	92,611	188,671
自己株式の売却 による収入		77	272	840
自己株式の 取得による支出		10,867	10,307	43,518
配当金の支払額		278,121	221,541	278,121
少数株主への 配当金の支払額		980	980	1,903
財務活動による キャッシュ・フロー		220,085	340,166	341,374
現金及び現金同等物の 増加・減少( )額		2,167,513	1,461,770	409,600
現金及び現金同等物の 期首残高		1,639,947	2,049,548	1,639,947
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		3,807,460	3,511,318	2,049,548

〔中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項〕

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>主要な子会社(7社)を連結している。</p> <p>主要な連結子会社名 友和工業(株) 成建工業(株) (株)シー・エス・シー中国 中国通信資材(株) アイネット通信(株) (株)電通資材 (株)アイザック (株)アイザックは、平成19年2月19日に解散を決議し、現在清算中である。</p> <p>非連結子会社(株)アキ通信は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>主要な子会社(8社)を連結している。</p> <p>主要な連結子会社名 友和工業(株) 成建工業(株) (株)シー・エス・シー中国 中国通信資材(株) アイネット通信(株) (株)電通資材 (株)アイザック (株)アキ通信 (株)アイザックは、平成19年2月19日に解散を決議し、現在清算中である。</p>	<p>主要な子会社(8社)を連結している。</p> <p>主要な連結子会社名 友和工業(株) 成建工業(株) (株)シー・エス・シー中国 中国通信資材(株) アイネット通信(株) (株)電通資材 (株)アイザック (株)アキ通信 (株)アイザックは、平成19年2月19日に解散を決議し、現在清算中である。</p> <p>前連結会計年度において非連結子会社であった(株)アキ通信は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めている。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社(2社)に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>関連会社名 (株)ネオ・セック (株)ハイエレコン</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社(株)アキ通信及び関連会社光栄電工(株)は、中間純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>	<p>関連会社(2社)に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>関連会社名 (株)ネオ・セック (株)ハイエレコン</p> <p>持分法を適用していない関連会社光栄電工(株)は、中間純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>	<p>関連会社(2社)に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>関連会社名 (株)ネオ・セック (株)ハイエレコン</p> <p>持分法を適用していない関連会社光栄電工(株)は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社の内6社の中間決算日は、中間連結決算日と一致している。</p> <p>なお、(株)電通資材の中間決算日は9月30日であるが、中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日6月30日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用している。</p>	<p>連結子会社の内7社の中間決算日は、中間連結決算日と一致している。</p> <p>なお、(株)電通資材の中間決算日は9月30日であるが、中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日6月30日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用している。</p>	<p>連結子会社の内7社の決算日は、連結決算日と一致している。</p> <p>なお、(株)電通資材の決算日は3月31日であるが、連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場 価格等に基づく時価 法(評価差額は全部純 資産直入法により処 理し、売却原価は移動 平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価 法 たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法 その他たな卸資産 商品 移動平均法による原価 法 販売用不動産、不動産事 業支出金、仕掛品 個別法による原価法 材料貯蔵品 最終仕入原価法による 原価法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左  たな卸資産 同左	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格 等に基づく時価法(評 価差額は全部純資産 直入法により処理し、 売却原価は移動平均 法により算定) 時価のないもの 同左  たな卸資産 同左

<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの...旧定率法。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については旧定額法によっている。 平成19年4月1日以降に取得したもの...定率法。 ただし、建物(附属設備を除く)については定額法によっている。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 (会計処理の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。 これによる損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度より、5%の残存価額から備忘価額を引いたものを5年間で均等償却する方法によっている。 これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ12,596千円減少している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>有形固定資産 同左</p>
------------------------------	---	--	----------------------

項目	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>無形固定資産 定額法 ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込有効期間(3年)を耐用年数とした定額法。 また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当中間連結会計期間末に至る1年間の完成工事高に実績繰入率を乗じた額を計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当中間連結会計期間に負担する額を計上している。</p> <p>役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当中間連結会計期間に負担する額を計上している。</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に実績繰入率を乗じた額を計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担する額を計上している。</p> <p>役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項</p> <p>5 のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>役員等退職給与引当金 役員並びに理事の退職給与金の支給に備えて、内規による当中間連結会計期間末要支給額を計上している。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員等退職給与引当金 同左</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>のれんの償却については、5年間で均等償却している。</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。</p> <p>役員等退職給与引当金 役員並びに理事の退職給与金の支給に備えて、内規による当連結会計年度末要支給額を計上している。</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>同左</p>

6 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない短期的な投資からなる。	同左	同左
---	--	----	----

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
	(販売用不動産) 当中間連結会計期間において、土地の一部について保有目的を変更し、4,622千円を有形固定資産の土地から流動資産のその他たな卸資産(販売用不動産)に振替えている。	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりである。</p> <p>減価償却累計額 8,568,751千円</p> <p>2 中間連結会計期間末日が金融機関の休日につき、中間連結会計年度末日満期手形は手形交換日に入金の処理をする方法によった。</p> <p>当中間連結会計期間末日満期手形の金額は次のとおりである。</p> <p>受取手形 143,012千円</p> <p>3 下記の資産は、長期借入金34,116千円及び短期借入金175,153千円の担保に供している。</p> <p>建物 945,414千円 土地 1,085,110千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりである。</p> <p>減価償却累計額 8,770,432千円</p> <p>2</p> <p>3 下記の資産は、長期借入金15,750千円及び短期借入金162,116千円の担保に供している。</p> <p>建物 896,962千円 土地 1,002,568千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりである。</p> <p>減価償却累計額 8,613,714千円</p> <p>2 連結会計年度末日が金融機関の休日につき、連結会計年度末日満期手形は手形交換日に入金の処理をする方法によった。</p> <p>当連結会計年度末日満期手形のコ金額は次のとおりである。</p> <p>受取手形 30,049千円</p> <p>3 下記の資産は、長期借入金12,205千円、短期借入金17,996千円の担保に供している。</p> <p>建物 922,310千円 土地 1,002,568千円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)																																																								
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>566,013千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>20,593千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>51,184千円</td> </tr> <tr> <td>役員等退職給与引当金繰入額</td> <td>25,005千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>91,296千円</td> </tr> <tr> <td>通信交通費</td> <td>70,254千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>1,071千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>151,396千円</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>105,052千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>1,250千円</td> </tr> </table>	従業員給料手当	566,013千円	賞与引当金繰入額	20,593千円	退職給付費用	51,184千円	役員等退職給与引当金繰入額	25,005千円	法定福利費	91,296千円	通信交通費	70,254千円	貸倒引当金繰入額	1,071千円	減価償却費	151,396千円	租税公課	105,052千円	役員賞与引当金繰入額	1,250千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>552,503千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>17,523千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>53,468千円</td> </tr> <tr> <td>役員等退職給与引当金繰入額</td> <td>20,544千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>92,324千円</td> </tr> <tr> <td>通信交通費</td> <td>61,265千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>128,506千円</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>95,077千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>199千円</td> </tr> </table>	従業員給料手当	552,503千円	賞与引当金繰入額	17,523千円	退職給付費用	53,468千円	役員等退職給与引当金繰入額	20,544千円	法定福利費	92,324千円	通信交通費	61,265千円	減価償却費	128,506千円	租税公課	95,077千円	役員賞与引当金繰入額	199千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>1,201,959千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>16,259千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>104,395千円</td> </tr> <tr> <td>役員等退職給与引当金繰入額</td> <td>45,100千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>188,102千円</td> </tr> <tr> <td>通信交通費</td> <td>134,181千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>277,120千円</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td>206,151千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td>5,826千円</td> </tr> </table>	従業員給料手当	1,201,959千円	賞与引当金繰入額	16,259千円	退職給付費用	104,395千円	役員等退職給与引当金繰入額	45,100千円	法定福利費	188,102千円	通信交通費	134,181千円	減価償却費	277,120千円	租税公課	206,151千円	役員賞与引当金繰入額	5,826千円
従業員給料手当	566,013千円																																																									
賞与引当金繰入額	20,593千円																																																									
退職給付費用	51,184千円																																																									
役員等退職給与引当金繰入額	25,005千円																																																									
法定福利費	91,296千円																																																									
通信交通費	70,254千円																																																									
貸倒引当金繰入額	1,071千円																																																									
減価償却費	151,396千円																																																									
租税公課	105,052千円																																																									
役員賞与引当金繰入額	1,250千円																																																									
従業員給料手当	552,503千円																																																									
賞与引当金繰入額	17,523千円																																																									
退職給付費用	53,468千円																																																									
役員等退職給与引当金繰入額	20,544千円																																																									
法定福利費	92,324千円																																																									
通信交通費	61,265千円																																																									
減価償却費	128,506千円																																																									
租税公課	95,077千円																																																									
役員賞与引当金繰入額	199千円																																																									
従業員給料手当	1,201,959千円																																																									
賞与引当金繰入額	16,259千円																																																									
退職給付費用	104,395千円																																																									
役員等退職給与引当金繰入額	45,100千円																																																									
法定福利費	188,102千円																																																									
通信交通費	134,181千円																																																									
減価償却費	277,120千円																																																									
租税公課	206,151千円																																																									
役員賞与引当金繰入額	5,826千円																																																									
<p>2 固定資産の売却益は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>267千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>433千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>317千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>311千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,329千円</td> </tr> </table>	建物	267千円	機械装置	433千円	車両運搬具	317千円	その他	311千円	計	1,329千円	<p>2 固定資産の売却益は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>機械装置</td> <td>394千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>178千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>572千円</td> </tr> </table>	機械装置	394千円	車両運搬具	178千円	計	572千円	<p>2 固定資産の売却益は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>267千円</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>1,681千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2,146千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,051千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,146千円</td> </tr> </table>	建物	267千円	機械装置	1,681千円	車両運搬具	2,146千円	その他	2,051千円	計	6,146千円																														
建物	267千円																																																									
機械装置	433千円																																																									
車両運搬具	317千円																																																									
その他	311千円																																																									
計	1,329千円																																																									
機械装置	394千円																																																									
車両運搬具	178千円																																																									
計	572千円																																																									
建物	267千円																																																									
機械装置	1,681千円																																																									
車両運搬具	2,146千円																																																									
その他	2,051千円																																																									
計	6,146千円																																																									
<p>3 固定資産の売却損は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>594千円</td> </tr> </table>	車両運搬具	594千円	<p>3</p>	<p>3 固定資産の売却損は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>594千円</td> </tr> </table>	車両運搬具	594千円																																																				
車両運搬具	594千円																																																									
車両運搬具	594千円																																																									

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)																								
4	<p>4 減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1" data-bbox="603 450 986 674"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>岡山県瀬戸内市</td> <td>25,505</td> </tr> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>山口県美祿市</td> <td>23,201</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>48,706</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯) 上記の土地については個別に評価した結果、時価が著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識した。 (グルーピングの方法) 管理会計上の区分に基づき事業部門別を基本とし、建設部門においては事務所を単位に、販売部門においては店舗を単位として、個々の物件単位でグルーピングをしている。 なお、賃貸用資産及び遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしている。 (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は、固定資産税評価額等に合理的な調整を行った価額により評価している。</p>	用途	種類	場所	金額 (千円)	遊休	土地	岡山県瀬戸内市	25,505	遊休	土地	山口県美祿市	23,201	計			48,706	<p>4 減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1" data-bbox="1011 450 1394 562"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事業</td> <td>土地</td> <td>山口県宇部市</td> <td>82,541</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯) 上記の土地については、連結子会社において収益性が低下しているため、帳簿価額を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失として認識した。 (グルーピングの方法) 管理会計上の区分に基づき事業部門別を基本とし、建設部門においては事務所を単位に、販売部門においては店舗を単位として、個々の物件単位でグルーピングをしている。 なお、賃貸用資産及び遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしている。 (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は、固定資産税評価額等に合理的な調整を行った価額により評価している。</p>	用途	種類	場所	金額 (千円)	建設事業	土地	山口県宇部市	82,541
用途	種類	場所	金額 (千円)																							
遊休	土地	岡山県瀬戸内市	25,505																							
遊休	土地	山口県美祿市	23,201																							
計			48,706																							
用途	種類	場所	金額 (千円)																							
建設事業	土地	山口県宇部市	82,541																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式	29,559,918株			29,559,918株
合計	29,559,918株			29,559,918株
自己株式				
普通株式	1,747,771株	28,775株	200株	1,776,346株
合計	1,747,771株	28,775株	200株	1,776,346株

(注) 1 自己株式の普通株式28,775株の増加は、取締役会決議(平成18年3月30日)による市場買付22,000株及び単元未満株買付6,775株である。

2 自己株式の普通株式200株の減少は、単元未満株の買増請求による減少である。

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成19年3月29日の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 配当金の総額   | 278,121千円   |
| (2) 1株当たり配当額 | 10円         |
| (3) 基準日      | 平成18年12月31日 |
| (4) 効力発生日    | 平成19年3月30日  |

当中間連結会計期間(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
発行済株式				
普通株式	29,559,918株			29,559,918株
合計	29,559,918株			29,559,918株
自己株式				
普通株式	1,867,262株	33,842株	870株	1,900,234株
合計	1,867,262株	33,842株	870株	1,900,234株

(注) 1 自己株式の普通株式33,842株の増加は、取締役会決議(平成19年3月29日)による市場買付23,000株及び単元未満株買付10,842株である。

2 自己株式の普通株式870株の減少は、単元未満株の買増請求による減少である。

2 配当に関する事項

配当金支払額

平成20年3月28日の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 配当金の総額   | 221,541千円   |
| (2) 1株当たり配当額 | 8円          |
| (3) 基準日      | 平成19年12月31日 |
| (4) 効力発生日    | 平成20年3月31日  |

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	29,559,918株			29,559,918株
合計	29,559,918株			29,559,918株
自己株式				
普通株式	1,747,771株	121,777株	2,286株	1,867,262株
合計	1,747,771株	121,777株	2,286株	1,867,262株

(注) 1 自己株式の普通株式121,777株の増加の内訳は次の通りである。

取締役会決議(平成18年 3月30日)に基づく市場買付による増加 22,000株  
取締役会決議(平成19年 3月29日)に基づく市場買付による増加 87,000株  
単元未満株式の買取りによる増加 12,777株

2 自己株式の普通株式2,286株の減少は、単元未満株の買増請求による減少である。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年 3月29日の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 278,121千円  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成18年12月31日  
効力発生日 平成19年 3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成20年 3月28日の定時株主総会において、次のとおり決議した。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 221,541千円  
配当の原資 利益剰余金  
1株当たり配当額 8円  
基準日 平成19年12月31日  
効力発生日 平成20年 3月31日

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりである。 現金及び 預金勘定 3,820,313千円 有価証券勘定に 含まれるマネー ・マネージメン ト・ファンド 17,147千円 預金期間が3ヵ月 を超える定期預金 30,000千円 現金及び 現金同等物 3,807,460千円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりである。 現金及び 預金勘定 3,626,703千円 有価証券勘定に 含まれるマネー ・マネージメン ト・ファンド 24,615千円 有価証券勘定に 含まれる実績配 当型合同運用指 定金銭信託 100,000千円 預金期間が3ヵ月 を超える定期預金 240,000千円 現金及び 現金同等物 3,511,318千円	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりである。 現金及び 預金勘定 1,757,519千円 有価証券勘定に 含まれるマネー ・マネージメン ト・ファンド 22,029千円 有価証券勘定に 含まれる実績配 当型合同運用指 定金銭信託 400,000千円 預金期間が3ヶ月 を超える定期預金 130,000千円 現金及び 現金同等物 2,049,548千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)																																								
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具・工具器具備品</td> <td>265,256</td> <td>147,877</td> <td>117,378</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>4,536</td> <td>4,460</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>269,792</td> <td>152,338</td> <td>117,454</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械・運搬具・工具器具備品	265,256	147,877	117,378	ソフトウェア	4,536	4,460	75	合計	269,792	152,338	117,454	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具・工具器具備品</td> <td>376,191</td> <td>145,142</td> <td>231,048</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>376,191</td> <td>145,142</td> <td>231,048</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	機械・運搬具・工具器具備品	376,191	145,142	231,048	合計	376,191	145,142	231,048	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・運搬具・工具器具備品</td> <td>381,124</td> <td>152,500</td> <td>228,624</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>381,124</td> <td>152,500</td> <td>228,624</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	機械・運搬具・工具器具備品	381,124	152,500	228,624	合計	381,124	152,500	228,624
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																							
機械・運搬具・工具器具備品	265,256	147,877	117,378																																							
ソフトウェア	4,536	4,460	75																																							
合計	269,792	152,338	117,454																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																							
機械・運搬具・工具器具備品	376,191	145,142	231,048																																							
合計	376,191	145,142	231,048																																							
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																							
機械・運搬具・工具器具備品	381,124	152,500	228,624																																							
合計	381,124	152,500	228,624																																							
<p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>59,097千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>95,298千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>154,395千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>32,070千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>24,980千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6,675千円</td> </tr> </table>	1年内	59,097千円	1年超	95,298千円	合計	154,395千円	支払リース料	32,070千円	減価償却費相当額	24,980千円	支払利息相当額	6,675千円	<p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>70,814千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>215,439千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>286,253千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>42,871千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>32,138千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>9,975千円</td> </tr> </table>	1年内	70,814千円	1年超	215,439千円	合計	286,253千円	支払リース料	42,871千円	減価償却費相当額	32,138千円	支払利息相当額	9,975千円	<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>83,448千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>209,134千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>292,582千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>69,086千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>56,814千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>15,320千円</td> </tr> </table>	1年内	83,448千円	1年超	209,134千円	合計	292,582千円	支払リース料	69,086千円	減価償却費相当額	56,814千円	支払利息相当額	15,320千円				
1年内	59,097千円																																									
1年超	95,298千円																																									
合計	154,395千円																																									
支払リース料	32,070千円																																									
減価償却費相当額	24,980千円																																									
支払利息相当額	6,675千円																																									
1年内	70,814千円																																									
1年超	215,439千円																																									
合計	286,253千円																																									
支払リース料	42,871千円																																									
減価償却費相当額	32,138千円																																									
支払利息相当額	9,975千円																																									
1年内	83,448千円																																									
1年超	209,134千円																																									
合計	292,582千円																																									
支払リース料	69,086千円																																									
減価償却費相当額	56,814千円																																									
支払利息相当額	15,320千円																																									

減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっ ている。	減価償却費相当額の算定方法 同左	減価償却費相当額の算定方法 同左
---	---------------------	---------------------

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)																																																
<p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。 (貸主側) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p>	<p>利息相当額の算定方法 同左 (貸主側) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p>	<p>利息相当額の算定方法 同左 (貸主側) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 (千円)</th> <th>中間 期末残高 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・ 運搬具・ 工具器具 備品</td> <td>49,118</td> <td>21,616</td> <td>27,501</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	中間 期末残高 (千円)	機械・ 運搬具・ 工具器具 備品	49,118	21,616	27,501	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 (千円)</th> <th>中間 期末残高 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・ 運搬具・ 工具器具 備品</td> <td>47,517</td> <td>23,380</td> <td>24,136</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	中間 期末残高 (千円)	機械・ 運搬具・ 工具器具 備品	47,517	23,380	24,136	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 (千円)</th> <th>期末残高 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・ 運搬具・ 工具器具 備品</td> <td>53,108</td> <td>25,584</td> <td>27,523</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末残高 (千円)	機械・ 運搬具・ 工具器具 備品	53,108	25,584	27,523																								
	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	中間 期末残高 (千円)																																															
機械・ 運搬具・ 工具器具 備品	49,118	21,616	27,501																																															
	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	中間 期末残高 (千円)																																															
機械・ 運搬具・ 工具器具 備品	47,517	23,380	24,136																																															
	取得価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末残高 (千円)																																															
機械・ 運搬具・ 工具器具 備品	53,108	25,584	27,523																																															
<p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>9,448千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>18,053千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,501千円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定している。</p> <p>受取リース料、減価償却費</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>5,012千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>5,012千円</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,131千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>167千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,298千円</td> </tr> </table>	1年内	9,448千円	1年超	18,053千円	合計	27,501千円	受取リース料	5,012千円	減価償却費	5,012千円	1年内	1,131千円	1年超	167千円	合計	1,298千円	<p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>9,588千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>14,548千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,136千円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定している。</p> <p>受取リース料、減価償却費</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>8,088千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>8,088千円</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,219千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>204千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,423千円</td> </tr> </table>	1年内	9,588千円	1年超	14,548千円	合計	24,136千円	受取リース料	8,088千円	減価償却費	8,088千円	1年内	2,219千円	1年超	204千円	合計	2,423千円	<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>9,930千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>17,593千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,523千円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高及び見積残存価額の残高の合計額が営業債権の期末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定している。</p> <p>受取リース料、減価償却費</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>8,963千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>8,963千円</td> </tr> </table> <p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,003千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>101千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,105千円</td> </tr> </table>	1年内	9,930千円	1年超	17,593千円	合計	27,523千円	受取リース料	8,963千円	減価償却費	8,963千円	1年内	1,003千円	1年超	101千円	合計	1,105千円
1年内	9,448千円																																																	
1年超	18,053千円																																																	
合計	27,501千円																																																	
受取リース料	5,012千円																																																	
減価償却費	5,012千円																																																	
1年内	1,131千円																																																	
1年超	167千円																																																	
合計	1,298千円																																																	
1年内	9,588千円																																																	
1年超	14,548千円																																																	
合計	24,136千円																																																	
受取リース料	8,088千円																																																	
減価償却費	8,088千円																																																	
1年内	2,219千円																																																	
1年超	204千円																																																	
合計	2,423千円																																																	
1年内	9,930千円																																																	
1年超	17,593千円																																																	
合計	27,523千円																																																	
受取リース料	8,963千円																																																	
減価償却費	8,963千円																																																	
1年内	1,003千円																																																	
1年超	101千円																																																	
合計	1,105千円																																																	

[次へ](#)

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)			前連結会計年度末 (平成19年12月31日)		
	取得原価 (千円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	2,423,083	4,038,997	1,615,914	2,483,821	3,176,522	692,700	2,472,639	3,481,637	1,008,998
(2) その他									
合計	2,423,083	4,038,997	1,615,914	2,483,821	3,176,522	692,700	2,472,639	3,481,637	1,008,998

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
	(注) その他有価証券で時価のある株式について減損処理を行い、投資有価証券評価損400千円を計上している。	

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び(中間)連結貸借対照表計上額

その他有価証券

	前中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成19年12月31日)
非上場株式 (千円)	498,427	498,427	498,427
非上場債券 (千円)		10,000	10,000
マネー・マネージメント・ ファンド (千円)	17,147	24,615	22,029
実績配当型合同運用指定金銭信託 (千円)		100,000	400,000

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
当社グループはデリバティブ取引を行っていないので、該当事項はない。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
当社グループはストック・オプション等の該当事項はない。	同左	同左

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)

	建設事業 (千円)	販売事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	19,639,279	2,720,401	498,134	22,857,815		22,857,815
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		1,959,260	9,888	1,969,149	(1,969,149)	
計	19,639,279	4,679,662	508,023	24,826,964	(1,969,149)	22,857,815
営業費用	18,957,439	4,821,469	487,401	24,266,310	(1,641,395)	22,624,915
営業利益 又は営業損失( )	681,839	141,806	20,621	560,654	(327,754)	232,899

当中間連結会計期間(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)

	建設事業 (千円)	販売事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	19,047,640	2,744,720	399,455	22,191,816		22,191,816
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		2,173,519	10,049	2,183,569	(2,183,569)	
計	19,047,640	4,918,239	409,505	24,375,385	(2,183,569)	22,191,816
営業費用	18,449,312	4,990,652	370,765	23,810,730	(1,860,449)	21,950,281
営業利益 又は営業損失( )	598,327	72,412	38,739	564,654	(323,119)	241,534

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	建設事業 (千円)	販売事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	35,626,291	5,313,795	1,394,643	42,334,730		42,334,730
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		4,019,387	20,269	4,039,656	(4,039,656)	
計	35,626,291	9,333,183	1,414,912	46,374,386	(4,039,656)	42,334,730
営業費用	34,750,279	9,605,735	1,140,479	45,496,494	(3,375,032)	42,121,461
営業利益 又は営業損失( )	876,011	272,552	274,432	877,892	(664,623)	213,268

(注) 1 事業区分の方法

事業区分の方法は、連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分している。

2 各事業区分に属する主要内容

(1) 建設事業 情報通信工事、土木工事

(2) 販売事業 OA機器の販売等、情報通信工用資材の販売、ソフトウェアの開発及び販売に関する事業

(3) その他の事業 不動産関連、警備、運送及びリースに関する事業

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、前中間連結会計期間327,754千円、当中間連結会計期間323,119千円、前連結会計年度664,623千円である。その主なものは、提出会社

本社の経営企画部等管理部門に係る費用である。

4 追加情報

(当中間連結会計期間)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(追加情報)」に記載のとおり、当中間連結会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度より、5%の残存価額から備忘価額を引いたものを5年間で均等償却する方法によっている。これにより、従来の方法に比べ、建設事業においては11,714千円、販売事業においては722千円、その他の事業においては159千円それぞれ営業費用が増加し、営業利益が同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
在外連結子会社がないため、記載していない。	同左	同左

【海外売上高】

前中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
海外売上高がないため、記載していない。	同左	同左

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
企業結合を行っていないので、該 当事項はない。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
1株当たり純資産額 801.93円	1株当たり純資産額 777.52円	1株当たり純資産額 789.57円
1株当たり中間純利益 4.00円	1株当たり中間純利益 2.66円	1株当たり当期純利益 3.75円
なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、潜在株式が ないため記載していない。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が 存在しないため記載していない。

(注) 算定上の基礎

- 1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間 (平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (平成20年6月30日)	前連結会計年度 (平成19年12月31日)
中間連結貸借対照表の 純資産の部合計(千円)	22,570,014	21,804,572	22,155,885
普通株式に係る純資産額 (千円)	22,280,378	21,506,081	21,865,260
中間連結貸借対照表の純 資産の部の合計額と1株 当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式に係 る中間連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資 産額との差額の主な内訳 (千円)			
少数株主持分	289,636	298,491	290,624
普通株式の発行済株式数 (株)	29,559,918	29,559,918	29,559,918
普通株式の自己株式数 (株)	1,776,346	1,900,234	1,867,262
1株当たり純資産額の算 定に用いられた普通株式 の数(株)	27,783,572	27,659,684	27,692,656

- 2 1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)
中間(当期)純利益 (千円)	111,071	73,620	104,134
普通株主に帰属 しない金額 (千円)			
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (千円)	111,071	73,620	104,134
普通株式の期中 平均株式数 (株)	27,793,664	27,671,300	27,761,967

(重要な後発事象)

該当事項なし。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金預金		3,275,239		3,073,482		1,197,760	
受取手形	2	719,186		125,313		135,932	
完成工事未収入金		5,035,535		4,504,055		4,884,862	
売掛金		698,975		562,731		754,627	
有価証券				100,000		400,000	
未成工事支出金等		4,797,106		3,915,179		4,963,494	
繰延税金資産		104,580		85,029		133,740	
その他		413,127		513,561		523,275	
貸倒引当金		6,050		5,050		5,360	
流動資産合計		15,037,701	49.0	12,874,303	45.9	12,988,333	45.5
固定資産							
有形固定資産							
建物	3	3,304,779		3,280,947		3,224,217	
土地	3	6,006,080		6,233,250		6,201,579	
その他		393,882		382,011		426,229	
有形固定資産合計		9,704,743	31.6	9,896,208	35.3	9,852,027	34.5
無形固定資産							
ソフトウェア		59,351		62,556		60,433	
その他		11,092		47,413		11,079	
無形固定資産合計		70,444	0.2	109,969	0.4	71,512	0.3
投資その他の資産							
投資有価証券		4,712,320		3,923,828		4,223,418	
従業員長期貸付金		114,487		97,931		104,002	
繰延税金資産		691,249		1,009,622		1,074,027	
その他		522,021		296,744		402,487	
貸倒引当金		182,840		178,724		178,374	
投資その他の資産合計		5,857,238	19.2	5,149,402	18.4	5,625,561	19.7
固定資産合計		15,632,426	51.0	15,155,580	54.1	15,549,101	54.5
資産合計		30,670,128	100.0	28,029,884	100.0	28,537,434	100.0

--	--	--	--	--

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
工事未払金		2,550,901		2,712,798		2,661,601	
買掛金		316,547		115,405		186,094	
未払金		176,796		121,367		163,907	
未払法人税等		34,643		29,688		32,530	
未払費用		596,871		476,276		151,279	
未成工事受入金		1,512,134		224,865		97,499	
完成工事補償引当金		10,330		17,300		14,910	
賞与引当金		170,000		130,000		130,000	
その他	4	525,259		315,537		359,015	
流動負債合計		5,893,484	19.2	4,143,238	14.8	3,796,837	13.3
固定負債							
退職給付引当金		3,100,026		2,942,698		3,369,299	
役員等退職給与引当金		163,712		161,546		182,163	
その他		5,761		5,603		4,435	
固定負債合計		3,269,500	10.7	3,109,848	11.1	3,555,897	12.5
負債合計		9,162,985	29.9	7,253,087	25.9	7,352,734	25.8

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年6月30日)		当中間会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		2,324,732	7.6	2,324,732	8.3	2,324,732	8.2
資本剰余金							
(1) 資本準備金		1,461,738		1,461,738		1,461,738	
(2) その他資本剰余 金		724		955		922	
資本剰余金合計		1,462,463	4.8	1,462,694	5.2	1,462,661	5.1
利益剰余金							
(1) 利益準備金		581,183		581,183		581,183	
(2) その他利益剰余 金							
固定資産圧縮 積立金		371,176		357,721		364,237	
別途積立金		16,002,000		16,002,000		16,002,000	
繰越利益剰余金		248,875		131,848		326,058	
利益剰余金合計		17,203,235	56.1	17,072,753	60.9	17,273,479	60.5
自己株式		480,301	1.6	522,455	1.9	512,387	1.8
株主資本合計		20,510,130	66.9	20,337,725	72.5	20,548,486	72.0
評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		997,012	3.2	439,071	1.6	636,213	2.2
評価・換算差額等 合計		997,012	3.2	439,071	1.6	636,213	2.2
純資産合計		21,507,142	70.1	20,776,797	74.1	21,184,700	74.2
負債純資産合計		30,670,128	100.0	28,029,884	100.0	28,537,434	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)		百分比 (%)	当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)		百分比 (%)	前事業年度 要約損益計算書 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		百分比 (%)
		金額(千円)			金額(千円)			金額(千円)		
売上高										
完成工事高		19,310,561			18,706,906			34,691,128		
兼業事業売上高		2,500,883	21,811,445	100.0	2,424,012	21,130,919	100.0	5,200,585	39,891,713	100.0
売上原価										
完成工事原価		18,140,432			17,670,988			32,855,346		
兼業事業売上原価		2,226,690	20,367,123	93.4	2,122,435	19,793,423	93.7	4,376,130	37,231,476	93.3
売上総利益										
完成工事総利益		1,170,129			1,035,918			1,835,782		
兼業事業総利益		274,192	1,444,322	6.6	301,577	1,337,495	6.3	824,454	2,660,236	6.7
販売費及び一般管理 費			1,252,224	5.7		1,191,659	5.6		2,519,607	6.3
営業利益			192,097	0.9		145,836	0.7		140,629	0.4
営業外収益										
受取利息		3,947			4,402			9,925		
その他		152,689	156,637	0.7	167,741	172,144	0.8	275,195	285,120	0.7
営業外費用										
その他		6,197	6,197	0.0	2,431	2,431	0.0	9,090	9,090	0.0
経常利益			342,537	1.6		315,550	1.5		416,659	1.1
特別利益	1		5,357	0.0		1,124	0.0		11,660	0.0
特別損失	2		15,606	0.1		51,588	0.2		65,411	0.2
税引前中間(当期) 純利益			332,287	1.5		265,086	1.3		362,908	0.9
法人税、住民税 及び事業税		17,482			18,573			149,133		
法人税等調整額		211,083	228,565	1.1	225,697	244,271	1.2	39,807	188,941	0.5
中間(当期)純利益			103,722	0.4		20,814	0.1		173,967	0.4

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自平成19年1月1日至平成19年6月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,461,738	701	1,462,440
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			23	23
固定資産圧縮積立金の取崩				
中間会計期間中の変動額合計(千円)			23	23
平成19年6月30日残高(千円)	2,324,732	1,461,738	724	1,462,463

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年12月31日残高(千円)	581,183	377,828	16,002,000	416,622	17,377,633	469,487	20,695,319
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当				278,121	278,121		278,121
中間純利益				103,722	103,722		103,722
自己株式の取得						10,867	10,867
自己株式の処分						54	77
固定資産圧縮積立金の取崩		6,651		6,651			
中間会計期間中の変動額合計(千円)		6,651		167,746	174,398	10,813	185,188
平成19年6月30日残高(千円)	581,183	371,176	16,002,000	248,875	17,203,235	480,301	20,510,130

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	934,470	934,470	21,629,789
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			278,121
中間純利益			103,722
自己株式の取得			10,867
自己株式の処分			77
固定資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	62,542	62,542	62,542
中間会計期間中の変動額合計(千円)	62,542	62,542	122,646
平成19年6月30日残高(千円)	997,012	997,012	21,507,142



当中間会計期間(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,461,738	922	1,462,661
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			33	33
固定資産圧縮積立金の取崩				
中間会計期間中の変動額合計(千円)			33	33
平成20年 6月30日残高(千円)	2,324,732	1,461,738	955	1,462,694

	株主資本						株主資本合計
	利益剰余金					自己株式	
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年12月31日残高(千円)	581,183	364,237	16,002,000	326,058	17,273,479	512,387	20,548,486
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当				221,541	221,541		221,541
中間純利益				20,814	20,814		20,814
自己株式の取得						10,307	10,307
自己株式の処分						239	272
固定資産圧縮積立金の取崩		6,515		6,515			
中間会計期間中の変動額合計(千円)		6,515		194,210	200,726	10,068	210,760
平成20年 6月30日残高(千円)	581,183	357,721	16,002,000	131,848	17,072,753	522,455	20,337,725

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年12月31日残高(千円)	636,213	636,213	21,184,700
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			221,541
中間純利益			20,814
自己株式の取得			10,307
自己株式の処分			272
固定資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	197,141	197,141	197,141
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	197,141	197,141	407,902
平成20年 6月30日残高(千円)	439,071	439,071	20,776,797



前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,461,738	701	1,462,440
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			221	221
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(千円)			221	221
平成19年12月31日残高(千円)	2,324,732	1,461,738	922	1,462,661

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年12月31日残高(千円)	581,183	377,828	16,002,000	416,622	17,377,633	469,487	20,695,319
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				278,121	278,121		278,121
当期純利益				173,967	173,967		173,967
自己株式の取得						43,518	43,518
自己株式の処分						619	840
固定資産圧縮積立金の取崩		13,590		13,590			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)		13,590		90,563	104,154	42,899	146,832
平成19年12月31日残高(千円)	581,183	364,237	16,002,000	326,058	17,273,479	512,387	20,548,486

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高(千円)	934,470	934,470	21,629,789
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			278,121
当期純利益			173,967
自己株式の取得			43,518
自己株式の処分			840
固定資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	298,256	298,256	298,256
事業年度中の変動額合計(千円)	298,256	298,256	445,089
平成19年12月31日残高(千円)	636,213	636,213	21,184,700

〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項〕

	前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 商品 移動平均法による原価法</p> <p>販売用不動産 個別法による原価法</p> <p>未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>不動産事業支出金 個別法による原価法</p> <p>仕掛品 個別法による原価法</p> <p>材料貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p>	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 平成19年 3月31日以前に取得したもの...旧定率法。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については旧定額法によっている。 平成19年 4月 1日以降に取得したもの...定率法。 ただし、建物(附属設備を除く)については定額法によっている。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>	<p>有形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
3 引当金の計上基準	<p>(会計処理の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第 6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。 これによる損益に与える影響は軽微である。</p> <p>無形固定資産 定額法 ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込有効期間(3年)を耐用年数とした定額法。 また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当中間会計期間末に至る1年間の完成工事高に実績繰入率を乗じた額を計上している。</p>	<p>(追加情報) 当中間会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌事業年度より、5%の残存価額から備忘価額を引いたものを5年間で均等償却する方法によっている。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ11,937千円減少している。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に実績繰入率を乗じた額を計上している。</p>

	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間に負担する額を計上している。</p>	<p>賞与引当金 同左</p>	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する額を計上している。</p>
--	--	---------------------	---

	前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。	退職給付引当金 同左	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。
4 リース取引の処理方法	役員等退職給与引当金 役員並びに理事の退職給与金の支給に備えて、内規による中間期末要支給額を計上している。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	役員等退職給与引当金 同左  同左	役員等退職給与引当金 役員並びに理事の退職給与金の支給に備えて、内規による期末要支給額を計上している。 同左
5 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理の方法 消費税等に相当する額の会計処理は税抜方式によっている。	消費税等の会計処理の方法 同左	消費税等の会計処理の方法 同左

追加情報

前中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)
	(販売用不動産) 当中間会計期間において、土地の一部について保有目的を変更し、4,622千円を有形固定資産から流動資産の未成工事支出金等(販売用不動産)に振替えている。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年6月30日)	当中間会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成19年12月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりである。</p> <p>減価償却累計額 6,726,310千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりである。</p> <p>減価償却累計額 6,838,894千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりである。</p> <p>減価償却累計額 6,766,061千円</p>
<p>2 当中間会計期間末日が金融機関の休日につき、期末日満期手形は手形交換日に入金の処理をする方法によった。</p> <p>当中間会計期間末日満期手形の金額は次のとおりである。</p> <p>受取手形 143,012千円</p>	<p>2</p>	<p>2 期末日が金融機関の休日につき、期末日満期手形は手形交換日に入金の処理をする方法によった。</p> <p>当期末日満期手形のコ額は次のとおりである。</p> <p>受取手形 27,449千円</p>
<p>3 担保資産</p> <p>建物 809,915千円</p> <p>土地 151,396千円</p>	<p>3 担保資産</p> <p>建物 768,106千円</p> <p>土地 151,396千円</p>	<p>3 担保資産</p> <p>建物 788,564千円</p> <p>土地 151,396千円</p>
<p>4 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>4 同左</p>	<p>4</p>

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)																
<p>1 特別利益のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>前期損益修正益 4,906千円 固定資産売却益 451千円</p> <p>2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>投資有価証券評価損 2,519千円 固定資産除却損 5,665千円</p>	<p>1 特別利益のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>投資有価証券売却益 652千円 固定資産売却益 471千円</p> <p>2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>投資有価証券評価損 400千円 固定資産除却損 2,480千円 減損損失 48,706千円</p> <p>当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>岡山県瀬戸内市</td> <td>25,505</td> </tr> <tr> <td>遊休</td> <td>土地</td> <td>山口県美祢市</td> <td>23,201</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>48,706</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経緯) 上記の土地については個別に評価した結果、時価が著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識した。</p> <p>(グルーピングの方法) 管理会計上の区分に基づき事業部門別を基本とし、建設部門においては事務所を単位に、販売部門においては店舗を単位として、個々の物件単位でグルーピングをしている。</p> <p>なお、賃貸用資産及び遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしている。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等) 回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は、固定資産税評価額等に合理的な調整を行った価額により評価している。</p>	用途	種類	場所	金額 (千円)	遊休	土地	岡山県瀬戸内市	25,505	遊休	土地	山口県美祢市	23,201	計			48,706	<p>1 特別利益のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>前期損益修正益 4,906千円 投資有価証券売却益 63千円 固定資産売却益 3,749千円</p> <p>2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>投資有価証券評価損 2,519千円 固定資産除却損 9,684千円 販売用不動産評価損 44,157千円</p>
用途	種類	場所	金額 (千円)															
遊休	土地	岡山県瀬戸内市	25,505															
遊休	土地	山口県美祢市	23,201															
計			48,706															
<p>3 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 138,904千円 無形固定資産 39,566千円</p>	<p>3 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 143,643千円 無形固定資産 11,716千円</p>	<p>3 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 282,485千円 無形固定資産 50,586千円</p>																



(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,747,771	28,775	200	1,776,346

(注) 1 普通株式28,775株の増加は、取締役会決議(平成18年 3月30日)による市場買付22,000株及び単元未満株買付6,775株である。

2 普通株式200株の減少は、単元未満株の買増請求による減少である。

当中間会計期間(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,867,262	33,842	870	1,900,234

(注) 1 普通株式33,842株の増加は、取締役会決議(平成19年 3月29日)による市場買付23,000株及び単元未満株買付10,842株である。

2 普通株式870株の減少は、単元未満株の買増請求による減少である。

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,747,771	121,777	2,286	1,867,262

(注) 1 普通株式121,777株の増加の内訳は次の通りである。

取締役会決議(平成18年 3月30日)に基づく市場買付による増加 22,000株

取締役会決議(平成19年 3月29日)に基づく市場買付による増加 87,000株

単元未満株式の買取りによる増加 12,777株

2 普通株式2,286株の減少は、単元未満株の買増請求による減少である。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)				当中間会計期間 (自平成20年1月1日 至平成20年6月30日)				前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び期末残 高相当額			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間 期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間 期末残高 相当額 (千円)		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
機械装置	156,529	74,734	81,794	機械装置	255,803	52,180	203,623	機械装置	254,446	63,896	190,549
工具器具 備品	550,975	281,856	269,118	工具器具 備品	572,270	348,298	223,972	工具器具 備品	566,731	344,520	222,212
合計	707,504	356,591	350,912	合計	828,073	400,478	427,595	合計	821,178	408,417	412,762
<p>未経過リース料中間期末残高相 当額</p> <p>1年内 162,765千円</p> <p>1年超 252,594千円</p> <p>合計 415,360千円</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 84,991千円</p> <p>減価償却費相当額 69,116千円</p> <p>支払利息相当額 12,379千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっ ている。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得 価額相当額との差額を利息相当 額とし、各期への配分方法につ いては、利息法によっている。</p>				<p>未経過リース料中間期末残高相 当額</p> <p>1年内 162,410千円</p> <p>1年超 342,823千円</p> <p>合計 505,233千円</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 97,874千円</p> <p>減価償却費相当額 77,128千円</p> <p>支払利息相当額 14,831千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>				<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 179,266千円</p> <p>1年超 318,581千円</p> <p>合計 497,847千円</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額 及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 174,675千円</p> <p>減価償却費相当額 150,404千円</p> <p>支払利息相当額 26,335千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>			

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日)	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)
企業結合を行っていないので、該当事項はない。	同左	同左

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

[前へ](#)

(2) 【その他】

該当事項なし。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- |                         |                |                              |  |
|-------------------------|----------------|------------------------------|--|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | 事業年度<br>(第61期) | 自 平成19年1月1日<br>至 平成19年12月31日 | 平成20年3月31日<br>中国財務局長に提出。   |
| (2) 自己株券買付<br>状況報告書     |                |                              | 平成20年1月10日<br>平成20年2月12日<br>平成20年3月10日<br>平成20年4月10日<br>平成20年5月12日<br>平成20年6月12日<br>平成20年7月10日<br>中国財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年 9月21日

株式会社ソルコム  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 上 芳 春

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和 泉 年 昭

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 道 丹 久 男

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルコムの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソルコム及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成20年 9月19日

株式会社ソルコム  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 和 泉 年 昭  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 尾 崎 更 三  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルコムの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソルコム及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成19年 9月21日

株式会社ソルコム  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 上 芳 春

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和 泉 年 昭

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 道 丹 久 男

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルコムの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第61期事業年度の中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソルコムの平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年1月1日から平成19年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

---

平成20年 9月19日

株式会社ソルコム  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 和 泉 年 昭

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 尾 崎 更 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソルコムの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第62期事業年度の中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソルコムの平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年1月1日から平成20年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。